

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>府子本第390号 27文科初第1135号 雇児発1207第2号 平成27年12月7日</p> <p>一 次 改 正 平成28年6月20日</p> <p>二 次 改 正 <u>府子本第97号</u> <u>29文科初第1614号</u> <u>子発0307第1号</u> <u>平成30年3月7日</u></p> <p>各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 (公 印 省 略)</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について</p>	<p>府子本第390号 27文科初第1135号 雇児発1207第2号 平成27年12月7日</p> <p>一 部 改 正 平成28年6月20日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 武 川 光 夫</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 小 松 親 次 郎</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 香 取 照 幸</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について</p>

新	旧
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">特定教育・保育施設等指導指針</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 指導方針等 (1) 指導方針 (略)</p> <p>(2) 留意点</p> <p>① 特定教育・保育施設については、幼稚園については学校教育法（昭和22年法律第26号）、保育所については児童福祉法（昭和22年法律第164号）、認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき都道府県等により認可等がされており、認可基準等や幼稚園教育要領、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従った特定教育・保育の実施については、基本的には、都道府県等の認可等に関する事務により担保されていることから、市町村が3(2)の实地指導を行うに当たっては、实地指導の計画段階から認可等を行う都道府県等と調整を行い、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること。</p> <p><u>なお、この場合において、市町村が実施する監査の項目で都道府県と重複している部分に関しては、都道府県と調整の上、一方の監査項目から省略するなど効率化や事務負担の軽減を図ること。ただし、監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう、十分注意すること。</u></p> <p>また、法第39条第2項及び第40条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、認可基準等に関する事項に係る指導等については、都道府県等と事前に協議を行うなど、綿密に連携を図ること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">特定教育・保育施設等指導指針</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 指導方針等 (1) 指導方針 (略)</p> <p>(2) 留意点</p> <p>① 特定教育・保育施設については、幼稚園については学校教育法（昭和22年法律第26号）、保育所については児童福祉法（昭和22年法律第164号）、認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき都道府県等により認可等がされており、認可基準等や幼稚園教育要領、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従った特定教育・保育の実施については、基本的には、都道府県等の認可等に関する事務により担保されていることから、市町村が3(2)の实地指導を行うに当たっては、实地指導の計画段階から認可等を行う都道府県等と調整を行い、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること。</p> <p>また、法第39条第2項及び第40条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、認可基準等に関する事項に係る指導等については、都道府県等と事前に協議を行うなど、綿密に連携を図ること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3～7 (略)</p>

新	旧
<p>(別添2)</p> <p style="text-align: center;">特定教育・保育施設等監査指針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準 監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。 なお、特に③又は④の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適正であることに留意すること。</p> <p>① 要確認情報 ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。） イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報</p> <p>② 実地指導において確認した情報 法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った市町村が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報</p> <p>③ 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報</p> <p>④ <u>意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>関係機関</u>への情報提供 市町村は、都道府県に対して、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。<u>また、確認基準違反等の情報提供を受けた都道府県は、同一事案の発生可能性が高い場合など事案の性質に応じ、同一法人が有する特定教育・保育施設が所在する管内市区町村及び法人本部が所在する都道府県に適切に情報共有を行うこと。</u> <u>なお、広域に事業を実施している社会福祉法人等については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について（依頼）」（平成29年9月26日付け府子本第762号・29文科初第868号・子発0926第1号・社援発0926第1号・老発0926第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会援護局長・老健局長連名通知）により、必要な連携及び情報提供について別途通知しているので留意すること。</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(別添2)</p> <p style="text-align: center;">特定教育・保育施設等監査指針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準 監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。 なお、特に③の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適正であることに留意すること。</p> <p>① 要確認情報 ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。） イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報</p> <p>② 実地指導において確認した情報 法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った市町村が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報</p> <p>③ 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>都道府県</u>への情報提供 市町村は、都道府県に対して、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。</p> <p>6・7 (略)</p>